

# 基金設置法人と運営支援法人の業務分担について

	基金設置法人が実施する業務	運営支援法人が実施する業務
①補助事業の公募（国土交通省と共同で実施）及び事前着手の承認	○補助事業の公募要領の作成・決定（国土交通省と共同）	○補助事業の公募に係る支援業務 ・補助事業の公募要領の技術的な観点での作成補助 ○事前着手の承認（国土交通省及びG I Oの事前同意が必要）
②補助事業の審査及び採択（国土交通省と共同で実施。委員会の設置・運営を含む。）	○審査委員会の設置（国土交通省と共同で実施） ○審査委員会の開催 ・審査委員への謝金の支払業務 ・審査資料の確定 ・審査基準の決定 ○審査資料・審査委員会開催に関する資料を国土交通省へ報告	○補助事業の審査及び採択に係る支援業務 ・審査委員への謝金の支払業務に必要な書類の作成 ・審査委員への開催連絡、資料の送付等会議開催支援 ・審査資料の準備 ・審査基準の作成
③補助事業の交付決定に係る業務	○交付申請書の受理 ○スタートアップ等への交付決定行為 ○交付決定通知書の発送	○補助事業の交付決定に係る支援業務 ・補助金交付申請書の管理、整理、調整、定型文書の作成
④補助事業の進捗状況管理・フォローアップ（国土交通省と共同で実施。委員会の設置・運営を含む。）	○統括プロジェクトマネージャー及びプロジェクトリーダー等で進捗情報を共有するための会議（PM・PL会議）の設置 ・会議の開催 ・謝金の支払い ○ステージゲート審査等を行う委員会、フォローアップ委員会（SG・FU委員会）の設置 ・SG・FU委員候補者への事前説明、内諾伺いの許可 ・SG・FU委員選定 ・SG・FU委員会開催日の決定 ・委員謝金の支払い ・審査基準の決定 ・国土交通省への連絡	○PM・PL会議に係る支援業務 ○補助事業の進捗状況管理・フォローアップに係る支援業務 ・SG・FU委員候補者のリストアップ ・SG・FU委員候補者への説明・内諾 ・SG・FU委員会の開催日調整、委員謝金に関する書類の準備、会議開催支援 ・SG・FU委員会での技術的な助言、審査基準の作成 ・現地調査（国土交通省及びG I Oへの事前相談が必要） ※本業務は、補助事業終了後も、令和14年度まで必要に応じて実施する。
⑤補助事業の額の確定検査、支払手続及び事務に関する問合せ	○額の確定検査結果の確定 ○支払手続の実施（概算払い、実績払い） ○運営支援法人からの補助事業の事務に関する問合せ ○国土交通省への報告	○補助事業の額の確定検査、支払手続及び事務に関する問合せに係る支援業務 ・補助金請求等に係るSU等への支援業務 ・額の確定検査の実施（関係書類の作成含む）、検査結果のG I Oへの報告

<p>⑥補助事業の支払終了後における支援業務（財産管理・事業継続状況報告書徴収及び会計検査等）</p>	<p>○財産管理 ○事業継続状況報告書の受領 ○資料管理 ○会計検査</p>	<p>○スタートアップ等からの補助事業の事務に関する問合せ対応 ○財産管理・会計検査に係る支援業務 ・スタートアップ等からの事業継続状況報告書の確認（令和10年度以降）</p>
<p>⑦補助事業の効果等の把握</p>	<p>○補助事業の効果に関する国土交通省への報告 ○本基金事業終了後の各プロジェクトの社会実装に向けたロードマップの策定のための各種事務及び市場調査等各種調査</p>	<p>○補助事業の効果等の把握に係る支援業務 ・補助事業の効果に関する分析の実施 ・補助事業者へのヒアリング ・報告書の作成 ※本業務は、補助事業終了後も、令和14年度まで必要に応じて実施する。 ○本基金事業終了後の各プロジェクトの社会実装に向けたロードマップの策定のための各種事務及び市場調査等各種調査に係る支援業務</p>
<p>⑧その他の補助事業の実施に必要となる事項についての対応</p>	<p>—</p>	<p>○その他の補助事業の実施に必要となる事項についての対応に係る支援業務（交付規程の策定・承認にあたっての支援を含む。）</p>

注：上記の業務は、運営支援法人の募集に当たって抽出した、現時点で想定される主な業務であり、実際に実施していただく業務は、運営支援法人決定後、国土交通省及びG I Oと調整した上で決定することとなります。